

大台町空き家バンク登録促進報償金支給要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、大台町空き家バンク制度への登録を促進し、移住希望者への住居の提供に資するため、大台町空き家バンク登録促進報償金（以下「報償金」という。）を支給することに関し必要な事項を定めるものとする。

(支給対象者)

第2条 報償金を支給する対象は、大台町空き家バンク実施要綱（平成24年大台町告示第25号）に基づいて、売買又は賃貸借の登録に至った空き家を紹介した集落(区)とする。

(空き家の登録申込等)

第3条 空き家バンク登録のために空き家物件を紹介しようとする集落(区)は、大台町空き家バンク・物件紹介書（様式第1号）に必要な書類を添付して、町長に提出しなければならない。

(報償金の額等)

第4条 報償金は、1物件につき1回限りとし、当該物件を登録した時と成約に至った時にそれぞれ25,000円を支給する。

(報償金の支給手続)

第5条 報償金の支給を受けようとする集落(区)は、空き家バンクへの登録日又は成約日からそれぞれ3ヶ月以内に大台町空き家バンク登録促進報償金請求書（様式第2号）に必要な書類を添付して、町長に請求しなければならない。

(委任)

第6条 この要綱に規定するもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

様式第1号（第3条関係）

年 月 日

大台町長 様

住 所 _____

_____ 区

区長・ _____ 印

大台町空き家バンク・物件紹介書

以下の物件が空き家となっており、大台町空き家バンクへ登録したいので紹介します。

| 分 類 | <input type="checkbox"/> 住宅 <input type="checkbox"/> 住宅及び土地 | 賃貸・売買の別 | <input type="checkbox"/> 賃貸 <input type="checkbox"/> 売買 |
|---------|---|---------|---|
| 物件所在地 | 〒 _____ ・ 三重県多気郡大台町 | | |
| 所有者氏名 | | 所有者連絡先 | |
| 所有者住所 | | | |
| 所有者との関係 | | | |

添付書類

- (1) 大台町空き家バンク実施要綱 様式第1号 「空き家バンク」登録申込書
- (2) 大台町空き家バンク実施要綱 様式第2号 「空き家バンク」登録カード
- (3) 大台町空き家バンク実施要綱 様式第3号 誓約書

様式第2号（第5条関係）

年 月 日

大台町長 様

住 所 _____

_____ 区

区長・ _____ 印

大台町空き家バンク登録促進報償金請求書

ご紹介した物件が 年 月 日に登録（成約）しましたので、大台町空き家バンク登録促進報償金の支給について下記のとおり請求します。

記

請 求 金 額 金 25,000 円

- 1 添付書類 空き家バンク登録完了通知書（賃貸借契約書又は売買契約書）写し
- 2 振込先 金融機関 銀行・信用金庫・信用組合・農業協同組合
支店名
口座番号 普通・当座
口座名義 (カタカナ読み)